令和5年度　公文書開示（5月分）総務局

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.4.18	R5.5.1	平成28年10月12日付28生広情第461号「東京都における情報公開の一層の推進について」（別添参考資料「反復継続的に開示がなされた情報等の提供について」）	4	1															総務局総務部情報公開課
2	R5.4.18	R5.5.1	小池都知事就任後に上記以外で出されている公文書開示に関する公文書一式（別途請求分及び都HP公表分を除く。また特に黒塗り判断基準が分かる資料）					1											当該公文書は、実施機関において作成しておらず、存在しないため。	総務局総務部情報公開課
3	R5.4.18	R5.5.2	(1) 令和元年５月１４日付開示請求書（い） (2) 令和元年５月１４日付開示請求書（ろ） (3) 公文書の一部開示決定及び非開示決定について（３１総総法第１３５号） (4) 一部開示決定通知書及び非開示決定通知書の写し（いずれも令和元年７月１２日付３１総総法第１３５号）	23		1					1								(条例第7条第2号) 当該部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため。	総務局総務部法務課
4	R5.4.27	R5.5.2	1.業種：グラウトの工事成績一覧表　2.業種：河川工事の工事成績一覧表　3.業種：一般土木工事の工事成績一覧表　4.業種：橋りょう工事の工事成績一覧表 それぞれ2018年1月1日～2022年12月31日竣工したものをCDにて交付をお願い致します。					1											当該公文書は、実施機関において作成しておらず、存在しないため。	総務局総務部情報公開課
5	R5.4.26	R5.5.2	法制執務質疑応答集（令和３年３月改定）	175	1															総務局総務部文書課
6	R5.4.30	R5.5.12	株式会社〇〇が〇〇区〇〇における建築計画に関し東京都を相手に提起した国家賠償訴訟の原告第６準備書面別紙（東京都知事が令和５年４月14日付「４総総法第340号」において開示）記載の〇〇統括課長代理の2016年１月28日の発言内容について、〇〇氏ないし建築指導課の意見を聴いたもの。決裁文書等を含む。					1											当該公文書は、実施機関において作成しておらず、存在しないため。	総務局総務部法務課
7	R5.5.2	R5.5.12	令和５年度　定期購読図書類の年間登録一覧表（総務局）	7	1															総務局総務部文書課
8	R5.5.1	R5.5.15	コンプライアンス推進部職員が、公益通報者保護法の理念を捻じ曲げ、どんな通報があっても東京都が勝手に作った規則を盾に、一切受理せず、何の調査もしなくてよい・またはしてはならない、という内容					1											当該公文書は、実施機関において作成しておらず、存在しないため。	総務局コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課
9	R5.5.2	R5.5.16	・「令和5年2月27日付東京都本庁舎内における営利行為・立入り許可申請書」 ・「令和5年3月3日付東京都本庁舎内における営利行為・立入り許可申請書」 ・「令和5年３月6日付4総総総第2665号『令和５年度東京都本庁舎における営利行為・立入り許可について』」	11		1					1								(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	総務局総務部総務課
10	R5.5.10	R5.5.17	行政書士法に基づく行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分事務処理要領	15	1															総務局行政部振興企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
11	R5.5.1	R5.5.18	東京都職員採用試験各年度の「求める人物像」過去５０年分																開示請求は同項各号に定める事項を明らかにして行わなければならないとし、同項第１号で「氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名」の記載について定めている。本件開示請求においては、氏名・郵便番号以外の記載がなく、また、請求者に補正を求めるための連絡方法がなく、連絡がつかないため	総務局総務部情報公開課
12	R5.4.18	R5.5.18	4月25日 メール 添付ファイル 5月11日 メール 添付ファイル 5月12日 メール 5月20日 文書 5月23日 メール 添付ファイル 6月2日 文書 6月22日 メール 添付ファイル 7月11日 メール 添付ファイル 8月12日 メール 添付ファイル 8月17日 メール 添付ファイル 添付ファイル 8月19日 メール 添付ファイル 添付ファイル 8月22日 文書 8月23日 メール 添付ファイル 添付ファイル	61		1				1				1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量に又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	人権部人権施策推進課
13	R5.5.1	R5.5.19	東京都人権プラザにおける現代美術家・〇〇さんの作品「〇〇」上映に関する東京都人権部から送信されたメール。 （2022年５月12日送信） 宛先は公益財団法人東京都人権啓発センター総務課課長	3		1					1				1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量に又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	総務局人権部人権施策推進課
14	R5.5.18	R5.5.25	令和５年度神湊港海岸海浜整備工事 上記工事の工事設計概括書（表・裏）、工種別内訳書（総括表）、工種別内訳書、代価明細表（全て）、諸経費計算書、又はこれらに類するもの（いずれも金入）	19	1															総務局八丈支庁港湾課

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	R5.5.2	R5.5.26	東京都が委託した事業のうち、その事業に係る契約が公法上の契約又はこれに類する契約に該当するものに関する以下の文書 ・契約書 ・仕様書 ・事業計画 ・報告書 ・検査調書 ・委託先の選定に関する文書 ・契約の締結（債務負担行為）を決裁した文書 ・委託金の支払い（支出）を決裁した文書 ・前２つの決裁の手続及び決裁権者が分かる文書																補正書の提出依頼を行ったが、開示請求者から補正書の提出がなく、請求内容の趣旨を把握することができなかった	総務局総務部情報公開課
16	R5.5.17	R5.5.29	関東大震災時の朝鮮人犠牲者枠数の把握や推定のための文書（2013年以降、メールやチャット含む） 関東大震災時の朝鮮人犠牲者数（推定含む）が示されている東京都の文書（2013年以降、メールやチャット含む）					1											当該公文書は、実施機関において作成しておらず、存在しないため。	総務局総務部情報公開課